

個人情報ファイル簿（単票）

【健康福祉部 総務 住民税非課税等給付金プロジェクト】

個人情報ファイルの名称	住民税非課税世帯向け臨時特別給付金台帳ファイル	
行政機関等の名称	久留米市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 総務	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税給付金の給付事務における給付額の通知及び本人への説明のために利用する。	
記録項目	1. 世帯番号、2. 氏名、3. 性別、4. 住所、5. 続柄、6. 住民種別、7. 住民番号、8. DV情報、9. 電話番号、10. 生活保護情報、11. 口座情報、12. 課税情報、13. 扶養情報	
記録範囲	令和3年12月10日時点および令和4年6月1日時点および現在時点で当市に住民票が有る者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、市民税システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 久留米市健康福祉部 総務	
	(所在地) 〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月20日